

声 明

- 1 東京高等裁判所第5刑事部（中山隆夫裁判長、高橋徹裁判官、衣笠和彦裁判官）は、本日、社会保険事務所職員（事件当時）の堀越明男氏に対する国家公務員法違反（政治的行為の禁止）被告事件について、罰金10万円、執行猶予2年とした一審判決を破棄し、無罪判決を言い渡した。

判決は、本件のような公務と全く関係のない政治的行為を刑罰で禁止することは、憲法21条及び31条に違反するとして、堀越氏に無罪を言い渡した。

- 2 控訴審では、国公労働者の運動に携わってきた2名の証人と憲法、行政法、刑法、刑訴法、国際法の各分野から8名の学者証人の尋問が行われた。

その結果、公務員の政治活動を一律・全面的に禁止する理由がないことが事実によって証明された。国家公務員の政治的行為を刑罰をもって一律・全面的に禁止することは、表現の自由を保障する憲法21条に反するとともに、国際人権規約に反し、国際的に異常きわまりないことが論証された。何より、勤務時間外に、職場から離れた自宅付近で、職務と全く関係なく行われた堀越氏のビラ配布行為は、「公務の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を害する抽象的危険性すらない行為であり、そもそも国公法の規制対象とすべきでないこと、ましてや刑罰の対象とすることは許されないことが一層明らかとなった。

判決は、こうした証拠調べの内容を踏まえ、堀越氏の職務内容・地位、行為態様を克明に認定したうえで、勤務時間外に、職場から離れた自宅付近で、職務と全く関係なく行われた堀越氏のビラ配布行為は、「公務の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を害する抽象的危険性すらないものであって、こうした行為まで罰則で禁止することは、憲法21条及び31条に違反すると判断し、本件配布行為は罪に当たらないとした。判決は、事実と道理を尊重し、憲法と国際法の原則に沿ったものである。われわれは、裁判官の勇氣ある判断を高く評価する。

- 3 昨今、政治的なビラ配布に対する刑事弾圧事件が相次ぐ中で、判決が、表現の自由や政治活動の自由の意義を認める判決を言い渡したことで、わが国における公務員の政治活動の禁止が諸外国と比べ非常に広範なものになっているとし、刑事罰の対象とすることの当否・範囲を含め、再検討・整理されるべき時代が到来していると判示したことは、公務員の政治的権利の回復のみならず、国民一般の表現の自由にとっても貴重な一歩を記すものである。

われわれは、この判決を機に、憲法違反の国家公務員法と人事院規則の改廃に向けて、さらに努力したい。あわせて、表現の自由、政治活動の自由を守る運動をさらに発展させられるために奮闘する決意である。

最後に、この間、この裁判を支えていただいた多くの皆さんに感謝の意を表するとともに、引き続きご支援をお願いするものである。

2010年3月29日

国公法弾圧・堀越事件弁護団